

9月は『職場の健康診断実施強化月間』です

第71回全国労働衛生週間が10月1日から7日まで実施され、9月1日から30日まではその準備期間とされています。

厚生労働省では、毎年9月を全国労働衛生週間準備期間と合わせ、「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断の実施及び事後措置の徹底等について集中的・重点的な指導を実施することとしております。

【重点事項】

(1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底

- ① 労働者の健康維持には、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、適切な健康管理を行うことが不可欠です。常時使用する労働者の定期健康診断実施は事業者の義務です。
- ② 派遣労働者の健康診断（裏面参照）については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務が課されています。
- ③ 健康診断結果に異常所見がある場合、医師から意見聴取した上で、必要に応じ、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮等の措置を確実に実施しましょう。

(2) 健康診断結果の記録の保存の徹底

- ① 健康診断の結果は、個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しなければなりません。

(3) 労働者50人未満の事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の推進

- ① 宮城産業保健支援総合センターとその地域窓口（裏面参照）では保健指導、健康相談などの産業保健サービスを**無料**で提供しています。

(4) 定期健康診断結果の提供（裏面参照）

- ① 医療保険者（協会けんぽ等）から定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目に関する記録の写しを求められた場合、その記録の写しを提供しなければなりません。
- ② この提供に個人情報保護法上の問題はありません。

(5) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

- ① 健診会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めています。様々な病気を見逃すことのないよう定期的に健康診断を受診し、健康状態をしっかりとチェックしましょう。

～ 労働者50人未満の小規模事業場の方へ ～ 産業保健総合支援センター、地域窓口をご利用ください！

無料です！

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の産業保健活動の充実を図るため、宮城産業保健総合支援センター及び地域窓口において、以下の**無料サービス**を提供してしております。労働者の健康確保、メンタルヘルス対策等にご活用ください。

・労働者の健康管理に係る相談

(健診で異常所見があった労働者、メンタルヘルス不調を感じる労働者等に対し、医師等が相談・指導を行います。)

・健康診断結果についての医師からの意見聴取

(健診で異常所見のあった労働者に関する健康保持のための対応策等について、医師の意見を聴くことができます。)

・長時間労働者、ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

(長時間労働者、ストレスチェックで高ストレスの労働者に対し、医師が面接指導を行います。)

・個別訪問による産業保健指導の実施

(医師等専門家の訪問により、作業環境等について総合的な助言・指導を行います。)

宮城産業保健総合支援センター

022-267-4229

【地域窓口】

塩釜 022-367-8651

仙台 022-227-1531

石巻 0225-23-3438

大崎 0229-22-2316

仙南 0224-53-4010

気仙沼 0226-22-1540

瀬峰 0228-38-2110

～ 派遣労働者の健康管理について ～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務が課されています。特に以下の事項にご留意ください。

- 派遣元事業者による一般健診の実施の徹底、一般健診及び特殊健診結果の記録の保存の徹底
- 派遣先事業場による特殊健診の実施の徹底、特殊健診結果の記録の保存の徹底
- 一般健診の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健診結果の通知の保存の周知

～ 医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします ～

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。（高齢者医療確保法第27条第2項及び第3項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、**労働者本人の同意を取得しなくても個人情報保護法上の問題はありません。**

<ご対応のお願い>

- 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。
- データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。

参考 厚生労働省ホームページ 「平成30年度からの特定健診・特定保健指導」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>

- <注意事項>
- 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。
 - データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。

～ 労災保険二次健康診断給付制度をご存じですか ～

定期健康診断の結果、①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又はBMIの検査のすべての検査項目について「異常所見」があると診断された場合等に、「二次健康診断指定医療機関」で**無料で**二次健康診断を受診できる制度です。事後措置として利用できるとともに脳・心臓疾患の予防となりますので、積極的にご活用ください。

宮城労働局ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/370/37017.html>

健康診断と事後措置等に関するお問い合わせは、

宮城労働局 労働基準部 健康安全課 （電話 022-299-8839）

又は、最寄りの労働基準監督署 にお願ひします。